2024年1月

計画変更申請時における添付図書と添付位置

計画変更申請の際は、なるべく事前にご相談ください。

沖縄建築確認検査センター(株)

正　本

※ファイルに綴って提出して下さい

添付書類　※3

□	1.	確認申請整理票(建築士定期講習受講日を必ず記入)
□	2.	沖縄県確認申請等運用要綱
□	3.	現地調査票(必要に応じて)
□	4.	建築確認申請前の調整事項に関する届出(必要に応じて2部)
□	5.	県様式チェックリスト(変更に関わる項目)
□	6.	定期報告対象建築物調書と図面(対象建築物の場合)　※8
□	7.	建築計画概要書(3～4部)　(下記◆印参照) ※第二面の20欄に【計画変更の概要】を記入
□	8.	計画変更確認申請書の第四面～第六面の写し※第四面別紙不要
□	9.	浄化槽書類(浄化槽の変更がある場合)【保健所用】 □ ｲ. 設置計画書(変更) ※12欄に浄化槽に係る変更内容を記入 □ ﾛ. 認定書(令35条第1項、令136条の2の11、浄化槽法13(16)条) □ ﾊ. 型式適合認定書別添仕様書及び図面 □ ﾆ. 処理対象人員算定書(必要に応じて) □ ﾎ. 案内図、配置図、求積図、各階平面図、屋内外給排水配管図 ※図面に変更がある場合
□	10.	消防同意審査書(必要な場合)　※4

確認申請書等　※5

□	11.	計画変更確認申請書(第四面別紙は第四面の後ろに添付)
□	12.	委任状(以前の確認申請時に変更申請の委任がある場合はその写し、無い場合は新たに委任されたもの)
□	13.	許可証・届出書等の鑑の写し(必要に応じて)　※5
□	14.	構造適合判定通知書の写し(構造の変更があり、適合判定が必要な場合)　※1
□	15.	省エネ適合判定通知書の写し(建築物省エネ法に基づく軽微な変更に該当しない場合)　※2

図面等　※7

□	16.	付近見取図、配置図、求積図 ※変更が無くても添付して下さい(旧図の原本の写し)
□	17.	新図【変更に係る変更後の図面】 ※**変更部分をマーカー**等で示し、「**変更後**」とわかりやすい位置に大きく明示してください
□	18.	変更前の確認申請書第一面～第六面(原本の写し)
□	19.	旧図【変更に係る変更前の図面】(原本の写し) ※**変更部分をマーカー**等で示してください
□	20.	浄化槽書類(浄化槽の変更がある場合)【正本用】 □ ｲ. 設置計画書(変更)　※9 ※12欄に浄化槽に係る変更内容を記入 □ ﾛ. 認定書(令35条第1項、令136条の2の11、浄化槽法13(16)条) □ ﾊ. 型式適合認定書別添仕様書及び図面 □ ﾆ. 処理対象人員算定書(必要に応じて)
□	21.	その他、審査に必要な図面

副　本

(前回の確認申請図書(副本)に以下の図書を添付)

確認申請書等

□	1.	計画変更確認申請書(第四面別紙は第四面の後ろに添付)
□	2.	委任状(正本に添付するものの写し)

図面等

□	3.	新図【変更に係る変更後の図面】 ※**変更部分をマーカー**等で示し、「**変更後**」とわかりやすい位置に大きく明示してください
□	4.	浄化槽書類(浄化槽の変更がある場合)【副本用】 □ ｲ. 設置計画書(変更)　※9 ※12欄に浄化槽に係る変更内容を記入 □ ﾛ. 認定書(令35条第1項、令136条の2の11、浄化槽法13(16)条) □ ﾊ. 型式適合認定書別添仕様書及び図面 □ ﾆ. 処理対象人員算定書(必要に応じて)
□	5.	その他、審査に必要な図面

許可証・届出書等(変更手続きが必要な場合)

□	6.	許可証・届出書等(副本)
□	7.	構造適合判定申請書及び図書(副本)　※1
□	8.	省エネ適合判定申請書及び図書(副本)　※2 ※内容照合の為、提示をお願いします。(別冊可)

※1 構造適合性判定が必要な建築物の場合は申請者が適判機関に直接申請してください。

※2 基準法上の用途の変更、モデル建物の変更、評価方法の変更(標準入力法⇔ﾓﾃﾞﾙ建物法)。(省エネ適合性判定が必要な場合は申請者が適判機関に直接申請してください)

※3 工事届は添付不要です。

※4 消防同意審査書について、戸建て住宅以外又は令147条の3に該当する住宅は添付が必要です。

※5 設計者の変更がある場合、建築士免許証の写しを求める場合があります。

※6 変更手続きが必要なものは変更後のものを添付してください。(行政庁等に事前確認)

※7 構造の変更がある場合、変更前の地盤調査書と構造計算書の写しは添付不要です。(適判物件を含む)

※8 特定行政庁の建築基準法施行細則による(対象建築物･書式等は各特定行政庁にお問い合わせ下さい)

※9 浄化槽で屋内外給排水配管図を変更する場合は、法第6条の3第1項の規定による確認の特例を適用する建築物の場合でも、正副本に当該変更図面の添付が必要です。(設置計画書の一部として)

その他、必要な資料等を求める場合があります。

◆建築計画概要書の添付部数について

消防同意物件(戸建住宅以外)3部(うるま市は2部)
消防通知物件(戸建住宅)　4部(うるま市は3部)